

日進市公共用物管理条例及び日進市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

令和 7 年 10 月 1 日

条 例 第 30 号

(日進市公共用物管理条例の一部改正)

第1条 日進市公共用物管理条例(昭和61年日進町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表第1(第7条関係)				別表第1(第7条関係)					
使用の種類	区分	単位	使用料 (単位円)	使用の種類	区分	単位	使用料 (単位円)		
電柱類等 を設置す る場合	第1種電柱	1本1年に つき	990	電柱類等	第1種電柱	1本1年に つき	950		
	略			略					
	第1種電話柱	1本1年に つき	880	を設置す	第1種電話柱	1本1年に つき	850		
	略			略					
	その他の柱類	1本1年に つき	88	る場合	その他の柱類	1本1年に つき	85		
	略			略					
	路上に設ける変圧 器	1個1年に つき	860	路上に設ける変圧 器	1個1年に つき	830	830		
	地下に設ける変圧 器	使用面積 1平方メ ートル1 年につき	530	地下に設ける変圧 器	使用面積 1平方メ ートル1 年につき	510	510		
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年に つき	1,800	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年に つき	1,700	1,700		
	郵便差出箱	1個1年に つき	740	郵便差出箱	1個1年に つき	720	720		
広告塔	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,200	広告塔	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,400	2,400			
その他のもの	使用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,800	その他のもの	使用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,700	1,700			
地下埋設	水道法	外径が0.	長さ1メ	37	地下埋設	水道法	外径が0.	長さ1メ	36

物を設置 する場合	(昭和32 年法律第 177号)、 ガス事業 法(昭和2 9年法律 第51号)、 電気事業 法(昭和3 9年法律 第170号) 及び電気 通信事業 法(昭和5 9年法律 第86号) に基づく もの その他の もの	07メート ル未満の もの	ートル1 年につき	
		外径が0. 1メートル 以上0. 1メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>53</u>
		外径が0. 1メートル 以上0. 15メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>79</u>
		外径が0. 15メートル 以上0. 2メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>110</u>
		外径が0. 2メートル 以上0. 3メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>160</u>
		外径が0. 3メートル 以上0. 4メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>210</u>
		外径が0. 4メートル 以上0. 7メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>370</u>
		外径が0. 7メートル 以上0. 7メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>530</u>

物を設置 する場合	(昭和32 年法律第 177号)、 ガス事業 法(昭和2 9年法律 第51号)、 電気事業 法(昭和3 9年法律 第170号) 及び電気 通信事業 法(昭和5 9年法律 第86号) に基づく もの その他の もの	07メート ル未満の もの	ートル1 年につき	
		外径が0. 1メートル 以上0. 1メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>51</u>
		外径が0. 1メートル 以上0. 15メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>77</u>
		外径が0. 15メートル 以上0. 2メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>100</u>
		外径が0. 2メートル 以上0. 3メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>150</u>
		外径が0. 3メートル 以上0. 4メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>200</u>
		外径が0. 4メートル 以上0. 7メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>360</u>
		外径が0. 7メートル 以上0. 7メートル 未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>510</u>

	ル以上1メートル未満のもの	年につき			ル以上1メートル未満のもの	年につき	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000
その他の目的に使用する場合		使用面積1平方メートル1年につき	1,800	農地又は採草放牧地として使用する場合		使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.028を乗じて得た額
備考 1～4 略				その他の目的に使用する場合		使用面積1平方メートル1年につき	2,300
5 略				備考 1～4 略 5 Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された評価額を表すものとする。			6 略

(日進市準用河川占用料条例の一部改正)

第2条 日進市準用河川占用料条例(平成12年日進市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用の種類	区分	単位	占用料(単位円)	占用の種類	区分	単位	占用料(単位円)
電柱類等を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	990	電柱類等を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	950
	略				略		
	第1種電話柱	1本1年につき	880		第1種電話柱	1本1年につき	850

略			略		
その他の柱類	1本1年に つき	88	その他の柱類	1本1年に つき	85
略			略		
その他のもの	占有面積1 平方メー トル1年に つき	1,800	その他のもの	占有面積1 平方メー トル1年に つき	1,700
略			略		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。